

小学校・中学校への団体貸出 ご案内

2017年4月現在 海老名市立図書館

だんたいかしだし

団体貸出とは

海老名市内の小中学校の授業や学校行事に公共図書館の本もご利用いただけるサービスです。

一団体 原則 200冊まで 30日間の貸出が可能

貸出する本について

【団体セット】

毎年よくご利用いただいている本を中心に、授業・行事等で利用できると思われるものをセットにご用意しています。詳細は[学校貸出用セット本リスト](#)をご覧ください。

【団体セットにない分野について】

上記団体セット以外でも必要な本があればご相談ください。可能な限りご用意いたします。

団体貸出を利用するには

ご利用には、各学校名義での利用登録が必要です。

新規登録する

登録は図書館に来館して手続きしていただきます。

【お持ちいただくもの】

- ①「[学校団体利用登録申込書\(別紙①\)](#)」
- ②手続きをされる先生の身分証明書(免許証等)

※登録時に発行した貸出券は中央図書館・有馬図書館で管理保管させていただきます。

更新が必要です！

利用の有効期限は3年間です。期限が切れた場合は更新手続きが必要です。更新手続きの際も上記の新規登録と同様の書類が必要となります。

図書担当の先生が変わられた場合には、必ずご連絡ください！

団体貸出の利用申込

「学校団体 貸出申込書(別紙②)」に必要事項を記入し、貸出希望日の14日前までにご希望の図書館へ FAX にて利用申込をしてください。希望日直近の連絡ですと、ご用意できない場合がございます。

※原則 FAX でのみの受付です。ただし緊急の場合は図書館へお電話ください。

貸出・返却手続き

本がご用意できましたら図書館から担当の先生へお電話いたします。申込先の図書館へご来館ください。図書館窓口で貸出処理を行ないます。

利用終了後は貸出した本に忘れ物がないかご確認いただき、図書館までお持ちください。

※原則、図書館車両を使つての配送は行いません。

利用の延長について

他利用者からの予約が入っていない本に限り、原則1回まで貸出期間の延長が行えます。

延長期間は延長手続き日から一か月です。電話での受付もしております。

予約が入っているもの、返却期限を過ぎて延滞をしている場合は延長できませんのでご注意ください。

貸出資料を紛失、または破損した場合

まず貸出の手続きをした図書館にご連絡ください。

破損した場合は図書館窓口まで現物をお持ちください。状態を確認したうえで、弁償の有無をご連絡いたします。

※原則、紛失・破損した本の相当物をご購入いただき弁償していただきます。

※貸出した本は学校内でご利用ください。校外への持ち出しは紛失・破損につながる恐れがあります。

学校団体 貸出申込書

太枠の中をご記入いただき、希望の図書館へ FAX してください。

貸出希望日の 14 日前までに申請してください。

お申込み日	年 月 日 ()			
学校名	学校 (対象: 年生)			
ふりがな ご担当者名				
ご連絡先	☎ 046-			
受渡希望日	月 日 () ~ 月 日 ()			
セット 番号	希望する本の内容 または セット名称	貸出希望日	単元	希望冊数
		月 日から 月 日まで		冊
		月 日から 月 日まで		冊
		月 日から 月 日まで		冊

- ◆用紙が足りない場合は、コピーしてご利用ください。
- ◆貸出期間は 30 日間ですが、予約がない場合は延長も可能ですのでご連絡ください。
- ◆セット本を希望の場合、セット単位のため一部分のみの貸出・返却はご遠慮ください。

図書館確認欄

受付日: 月 日 ()	カウンター・電話・FAX	受付確認サイン
貸出日: 月 日 ()	返却日: 月 日 ()	返却確認サイン
備考		

海老名市立中央図書館 電話**046-231-5152** FAX**046-235-5880**
有馬図書館 電話**046-238-4646** FAX**046-239-2284**